

権限移譲を求める理由



理由1 迅速な見直しができない

▼神奈川県の見直し周期

7年	昭和45年	当初線引き	← 市域を市街化区域と市街化調整区域に区分
7年	昭和52年	第1回線引き見直し	
6年	昭和59年	第2回線引き見直し	
7年	平成2年	第3回線引き見直し	
4年	平成9年	第4回線引き見直し	
8年	平成13年	第5回線引き見直し	
7年	平成21年	第6回線引き見直し	
↑	平成28年	第7回線引き見直し	← 直近の見直し

平均6.6年



県内の地域との様々な調整が必要なため、県の方針では概ね5年ごととしているが、実際には近年の見直しスパンは7年以上かかっており、スピーディな見直しはできていません。
支障事例① 市街化調整区域への編入要望

権限移譲を求める理由



理由2 市の実情を反映した土地利用ができないこと

▼前回見直し時の神奈川県の区域区分の基準

市街化区域への編入基準

(1)「すでに市街地を形成している区域(既成市街地)」として

市街化区域に編入できる区域は、アに該当し、かつ、イからエのいずれかに該当。

ア 既決定の市街化区域に接する区域

イ 平成22年国勢調査での人口集中地区(DID地区)

(建築物の建っていない区域は除く。)

ウ 既に開発整備された区域で、地区計画の決定等によりその環境が保全されると認められる区域

エ 道路整備、河川改修等により、区域決定境界の地形地物等が変更された区域



市街化区域への編入は、①人口が多い、②既存家屋の存在 が必須条件
⇒ 産業誘致の視点等、市全体の有効な土地活用のために柔軟な条件にできないことが課題

支障事例② 生産工場の拡張にともなう市街化区域への編入要望